

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2	府省庁名	財務省												
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()														
要望項目名	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長														
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税 ・特例措置の内容 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税について、他の年金制度と同様に受給者保護を図るため、政府税制調査会において議論が行われている老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。 														
関係条文	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">地方税法 第23条、第51条、第292条、第314条の4</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>法人税法 第8条、第10条の2、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第145条の4、附則第20条</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>租税特別措置法 第68条の4</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			地方税法 第23条、第51条、第292条、第314条の4			法人税法 第8条、第10条の2、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、			第145条の4、附則第20条			租税特別措置法 第68条の4		
地方税法 第23条、第51条、第292条、第314条の4															
法人税法 第8条、第10条の2、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、															
第145条の4、附則第20条															
租税特別措置法 第68条の4															
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] —</p> <p>(単位：百万円)</p>														
要望理由	<p>(1) 政策目的 閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、受給者保護の大きな阻害要因となる。 このため、運用時の特別法人税課税を撤廃または課税停止措置の延長を行い、受給者保護を図る必要がある。</p>														
本要望に対応する縮減案	—														

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
	政策の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
	同上の期間中の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	政策目標の達成状況	平成 29 年度末時点で 53 件 376 人、平成 30 年度末時点で 45 件 337 人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は、以下のとおり。 平成 29 年度末：53 件（376 人） 平成 30 年度末：45 件（337 人） 令和元年末：44 件（330 人）（推計） 令和 2 年末：43 件（325 人）（推計） 令和 3 年末：43 件（323 人）（推計） 令和 4 年末：40 件（299 人）（推計） なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成 24 年 4 月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに、適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保を図ることができ、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度税制改正要望において、特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度において課税停止措置が延長されている。